

インフルエンザ予防接種実施細則

この細則は、カゴメ健康保険組合健康診査等補助金支給規程第2条に規定する「インフルエンザ予防接種」の実施方法について定める。

なお、本細則における年度は、4月1日～翌年3月31日の間とする。

(支給要件)

第1条 補助金の支給要件は次のとおりとする。

- (1) 予防接種日に資格を有している被保険者であること
- (2) 予防接種期限日は12月31日迄とする。但し集団接種を行う事業所で予約関係により12月末までに実施が難しい場合は、必ず事前に健保組合へ連絡し判断を受けること。
- (3) 請求書及び申請書類は翌年1月31日までに組合に到着していること

(実施機関)

第2条 実施機関は次のとおりとする。

組合契約機関（以下「健診機関」という。）及びインフルエンザ予防接種を行う医療機関。

(補助金の額及び支給回数)

第4条 指定健診項目に対する補助金の額は次のとおりとし、支給回数は1年度につき1回を限度とする。

| 補助金の上限額 | 備考 |
|-------------|----|
| 4,500円（税込み） | |

(実施方法)

第5条 インフルエンザ予防接種の実施方法は次のとおりとする。

- (1) インフルエンザ予防接種を計画する事業所は、実施機関と実施の打合せをする。
事業所は打合せ前に、予防接種会場をあらかじめ確保し、およその接種予定者数も把握しておく。
- (2) 予防接種実施機関から組合に補助金の請求があり、健康保険組合は確認のうえこれを支払う。
- (3) 直接、医療機関でインフルエンザ予防接種した場合は「インフルエンザ予防接種補助申請書」に必要事項記入の上、領収証（原本）を添付し健康保険組合へ補助申請とする。

附則

この細則は令和5年3月1日から施工する。